

貯蓄預金規定

熊本県信用組合

1 (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れ又は、払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押なされた印影（又は記入された署名・暗証）と届出の印鑑（又は署名鑑・暗証）との照合手続きを受けたものにかぎります。

2 (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合は、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3 (振込の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 前項にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金届の申し出がある場合には、入金を受入れせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金は、入金を受入れせず、資金を振込人に返却します。
- (3) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4 (受入れ証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返響期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5 (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印影により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当組合が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等にはこの限りではありません。

6 (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7 (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、第2項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準残高は10万円、30万円、50万円とし、適用する利率は次のとおりとします。
なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ① 毎日の最終残高が10万円未満となった期間
当該期間における店頭表示の10万円未満の利率
 - ② 毎日の最終残高が10万円以上30万円未満となった期間
当該期間における店頭表示の10万円以上30万円未満の利率
 - ③ 毎日の最終残高が30万円以上50万円未満となった期間
当該期間における店頭表示の30万円以上50万円未満の利率
 - ④ 毎日の最終残高が50万円以上となった期間
当該期間における店頭表示の50万円以上の利率

8 (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印影を失ったとき、又は、印影、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) この通帳又は印影を失った場合のこの預金の払戻しは、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この通帳を再発行する場合には、当組合所定の手料をいただきます。

9 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに補助人・保佐人・後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出ください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

10 (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名・暗証）を届出の印鑑（又は署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、払戻請求書等が請求等の権限があると当組合が過失なく判断して行った取扱いには、有効な取扱とします。

11 (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位、その他この取扱いにかかわる一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることは出来ません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

12 (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条第3項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号、第2号アからカ又は第3号アからオの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13 (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種届出や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種届出や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法に在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が経過した場合は、払戻し等の預金取引の一部を制限することができます。

14 (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳及びお届手印を持参のうえ、当店又は他の店舗に申出てください。ただし、一部の口座においては取扱い店以外でお取り扱えない場合もあります。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローディング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- ③ 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ 暴力団準構成員
 - エ 暴力団関係企業
 - オ 総会屋等、社会運動等糾弾まうゴロ又は特殊技能暴力集団等
 - カ その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
 - ④ この預金が、5年間預金者による利用がない場合又は残高が1,000円未満で3年間利用がない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
 - ⑤ 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。

15 (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金等の期前弁済等の手続きについては別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづいて、変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。
- (3) 前2項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上